資料O

平成30年度(第1回) 大分県道路メンテナンス会議

◇日時: 平成30年7月25日(水)13時30分 ◇場所: 大分河川国道事務所・別館2階・会議室

議事次第

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶 大分県道路メンテナンス会議 会長
- 3. 議事
 - (1) 平成29年度の点検実施状況について
 - (2) 平成29年度の点検結果について
 - (3) 平成30年度の点検計画について
 - (4) 道路メンテナンス研修・広報等の取組について
 - (5) その他
- 4. 意見交換
- 5. 閉 会

平成30年度(第1回) 大分県道路メンテナンス会議 出席者名簿

<平成30年7月25日(水)・13時30分~>

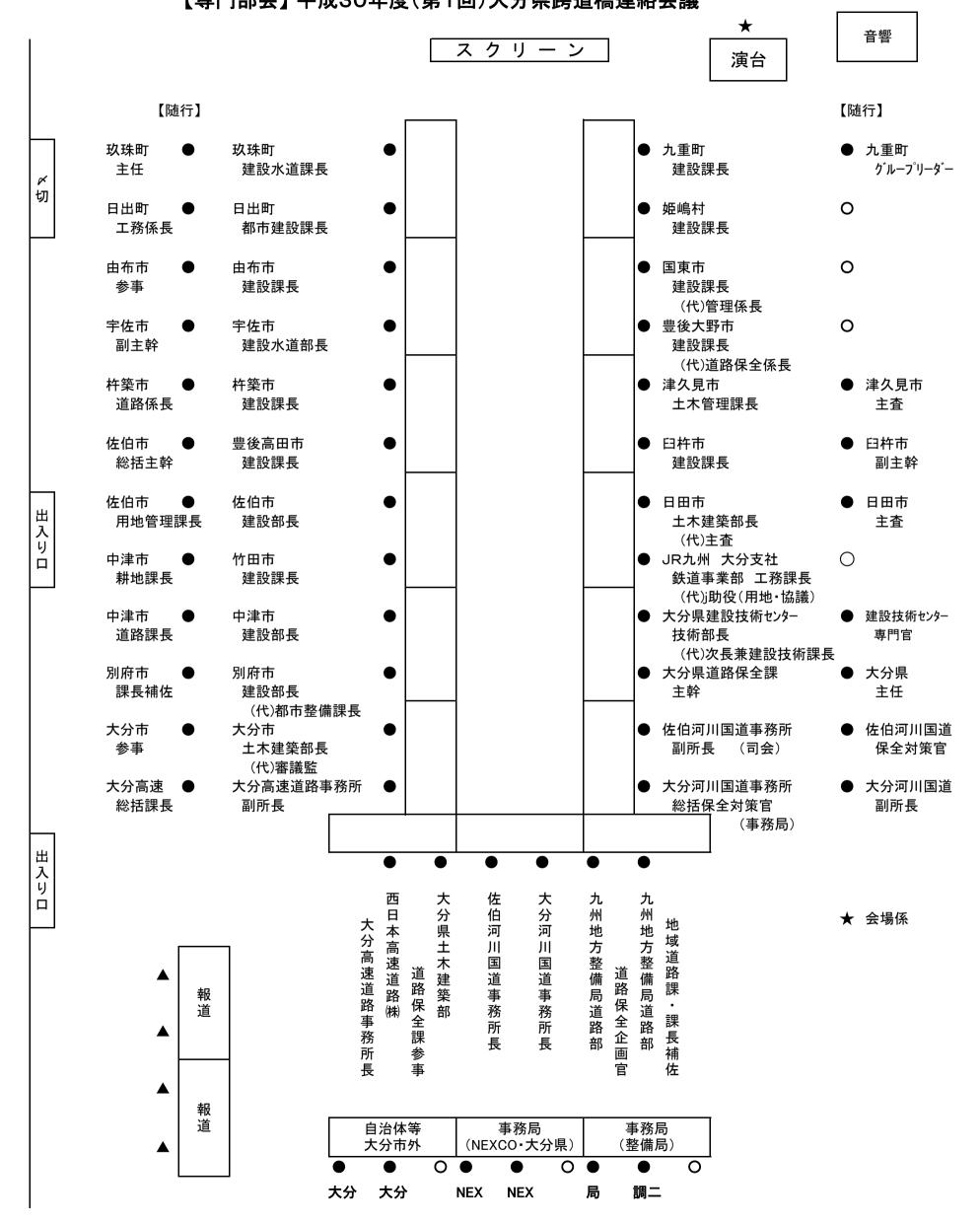
	< 平成30年/月25日 (水)・13時30分~>							士田◆* ^	/O.E.E.	
	所属	役職	委員出席	第	代理出	席	随行者	等	専門部会 (△同部署	ቔ・□他部
	171 //	12 13	氏 名	出席	役 職	氏 名	役職	氏 名	跨道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道 事務所長	今田 一典	•			技術副所長	藤原 史武	0	0
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道 事務所長	白田 雅彦	•					0	0
副会長	西日本高速道路株式会社 九州支社	大分高速道路 事務所長	北畑 雅義	•			副所長	岡澤 祐三	0	0
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	山本 真哉	×	参事	姫嶋 啓始	主幹 主任	原田 泰幸 釘宮 大輔	0	0
委員	大分市	土木建築部長	長野 保幸	×	土木建築部審議監	広瀬 淳三	参事 参事補 技師	後藤 応寿 副田 泰二 田口 智也	Δ	0
委 員	別府市	建設部長	狩野 俊之	×	都市整備課長	橋本 和久	都市整備課長補佐	川野 康治	Δ	0
委 員	中津市	建設部長	林 克也	•			道路課長	江熊 健		0
委 員	日田市	土木建築部長	梶原 文男	×	主査	岡部誠二郎	主査	梶原 聡	Δ	0
委 員	佐伯市	建設部長	益永 朋幸	•			総括主幹	長澤 祐二	Δ	0
委 員	臼杵市	建設課長	高野 裕之	•			副主幹	廣田 伸次	0	0
委員	津久見市	土木管理課長	宮近 信隆	•			主査	森本 龍輝	0	0
委員	竹田市	建設課長	志賀 清隆	•					0	0
委員	豊後高田市	建設課長	永松 史年	•						
委 員	杵築市	建設課長	羽田野陽一	•			道路係長	岩尾 琢司	0	0
委 員	宇佐市	建設水道部長	麻生 公一	•			副主幹	東麻衣子	Δ	0
委 員	豊後大野市	建設課長	玉ノ井浩司	×	道路保全係長	後藤 泰二				0
委 員	由布市	建設課長	佐藤 洋	•			参事	三ヶ尻郁夫	0	0
委 員	国東市	建設課長	栗林 慎	×	管理係長	土谷 靖				
委 員	姫島村	建設課長	中城 正光	•						
委 員	日出町	都市建設課長	松本 義明	•			工務係長	萱嶌 嘉郎	0	0
委 員	九重町	建設課長	小幡 靖彦	•			工務グループリーダー	五十川 宏	0	0
委 員	玖珠町	建設水道課長	梅木 良政	•			主任	山田 透		0
(整備局)	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	浅井 博海	•			道路管理課 技官	笠 洋志	0	0
委員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	甲斐 浩己	×	地域道路課 課長補佐	島川浩一			0	0
(参考)					•					
オブザーバー	大分県 建設技術センター	技術部長	六角 浩司	×	技術部次長兼 建設技術課長	木元 秀満	専門官	佐藤 英樹		
3 J 9 - N -	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	阿部 俊浩	×	協議助役	吉岡 竜三				0
	国土交通省 九州地方整備局大分河川国道事務所 総括保金	全対策官	南部 祥隆	•			道路管理第二課長 保全対策官	神﨑 博章 坪内 健	0	0
+75	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 技術副所	听長	日名子信広	•			道路管理課長 保全対策官	河野 浩憲 工藤 賢二	0	0
事務局	西日本高速道路株式会社 九月 大分高速道路事務所 統括課		稗田 政和	•			保全計画第一課長 管理第一課長	濱崎 貴志 井本 裕之	0	0
	大分県 土木建築部 道路保全課 参事(総括)		姫嶋 啓始	•					0	0
	•			•	-		•			

平成30年度(第1回) 大分県跨道橋連絡会議 出席者名簿

<平成30年7月25日(水)・13時30分~>

			/D. This	委員		代理・原	 道行等
	所 属	(備考)	役 職	氏 名	出席	役 職	氏 名
会 長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	大分河川国道事務所長	今田 一典	•	技鬱副所長	藤原 史武
副会長	国土交通省 九州地方整備局	道路管理者	佐伯河川国道事務所長	白田 雅彦	•		
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	道路管理者	大分高速道路事務所長	北畑 雅義	•	副所長	岡澤 祐三
副会長	大分県 土木建築部	道路管理者	道路保全課長	山本 真哉	×	参事	姫嶋 啓始
委員	大分県	公園道路	公園・生活排水課長	-	-		
委員	大分市	認定外道路	建設部 土木管理課長	伊藤 章洋	×	参事	後藤 応寿
委員	別府市	認定外道路	建設部 都市整備課長	橋本 和久	•	都市整備課長補佐	川野 康治
委員	中津市	農道	農林水産部 耕地課長	釜土 徳幸	•		
委員	日田市	認定外道路	土木建築部 土木課長	坂本 精一	×	主査	岡部誠二郎
委員	佐伯市	認定外道路	建設部 用地管理課長	奥村 正二	•		
委員	臼杵市	認定外道路	建設課長	高野 裕之	•	副主幹	廣田 伸次
委員	津久見市	認定外道路	土木管理課長	宮近 信隆	•	主査	森本 龍輝
委員	竹田市	認定外道路	建設課長	志賀 清隆	•		
委員	杵築市	認定外道路	建設課長	羽田野陽一	•	道路係長	岩尾 琢司
委員	宇佐市	認定外道路	建設水道部 土木課長	熊埜御堂峰一	×	副主幹	東 麻衣子
委員	豊後大野市	認定外道路	財政課長	田北龍司	×	道路保全係長	後藤 泰二
委員	由布市	認定外道路	建設課長	佐藤 洋	•	参事	三ヶ尻郁夫
委 員	日出町	認定外道路	都市建設課長	松本 義明	•	工務係長	萱嶌 嘉郎
委員	九重町	認定外道路	建設課長	小幡 靖彦	•	工務グループリーダー	五十川 宏
委員	玖珠町	認定外道路	総務課長		•	建設水道課長	梅木 良政
オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部		道路保全企画官	浅井 博海	•	道路管理課 技官	笠 洋志
(整備局)	国土交通省 九州地方整備局 道路部		地域道路調整官	甲斐 浩己	×	地域道路課 課長補佐	島川 浩一
オブザーバー (大分県)	大分県 農林水産部	_	農村基盤整備課長	-	_		
	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所		総括保全対策官	南部 祥隆	•	道路管理第二課長 保全対策官	神﨑 博章 坪内 健
声 35 中	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所		技術副所長	日名子信広	•	道路管理課長 保全対策官	河野 浩憲 工藤 賢二
事務局	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所		統括課長	稗田 政和	•	保全計画第一課長 管理第一課長	濱崎 貴志 井本 裕之
	大分県 土木建築部 道路保全記	#	参事(総括)	姫嶋 啓始	•	主幹 主任	原田 泰幸 釘宮 大輔

平成30年度(第1回)大分県道路メンテナンス会議 座席表 【専門部会】平成30年度(第1回)大分県跨道橋連絡会議



大分県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」(以下、「会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道 路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、 円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

- 第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。
 - (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に 関すること。
 - (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
 - (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
 - (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

(組 織)

- 第4条 会議は、別表―1に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。
 - 2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備 局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事 務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高 速道路事務所長とする。
 - 3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
 - 4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
 - 5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
 - 6・本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の 実務担当者を充てるものとする。

(専門部会)

- 第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置する ことができるものとする。
 - 2.「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議 会』を置く。
 - 3.「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。
 - 4.「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国 土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路 保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとす る。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。 本規約は、平成26年10月30日から施行する。 本規約は、平成27年 1月15日から施行する。 本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。 本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

(別紙-1)

大分県道路メンテナンス会議 名簿

平成29年4月1日

	所属	役職	備考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	
委員	大分市	土木建築部長	
委員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委員	佐伯市	建設部長	
委員	臼杵市	建設課長	
委員	津久見市	都市建設課長	
委員	竹田市	建設課長	
委員	豊後高田市	建設課長	
委員	杵築市	建設課長	
委員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委員	国東市	建設課長	
委 員	姫島村	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委員	九重町	建設課長	
委員	玖珠町	建設水道課長	
, mar. 111 =	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
(整備局) 委 員		地域道路調整官	
(公財)大分県 建設技術センター オブザーバー		技術部長	
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	
(参考)	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 人分河川国道事務所 国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
事務局	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	総括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	
	八八示 二小炷未卯 坦阿休土环	シヂ (心口/	

大分県跨道橋連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本連絡会議は、「大分県跨道橋連絡会議」(以下「連絡会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 連絡会議は、大分県道路メンテナンス会議規約第5条第3項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内における次条に規定する対象施設について、対象施設の管理者及び関係する道路管理者間で協議・調整を行うことにより、対象施設の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(対象施設)

第3条 対象施設は、大分県内の高速道路、直轄国道及び地方道路公社道路の全ての道路並びに補助 国道、県道及び市町(村)道のうち「緊急輸送道路」に指定されている道路を跨ぐ道路法上の 道路以外の施設(ただし、鉄道橋を除く。)とする。

※注: 対象施設として、農道、林道、認定外道路、私道、水管橋等が例示される。

(協議・調整事項)

- 第4条 連絡会議は、その目的を達成するため、対象施設に係る次の事項について、情報共有及び協議・調整を行う。
 - 一 対象施設の維持管理等に係る情報共有に関すること。
 - 二 対象施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - 三 対象施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関すること。
 - 四 その他対象施設の管理に関連し、会長が必要と認めた事項に関すること。

(構 成)

- 第5条 連絡会議は、別表に掲げる対象施設の管理者及び関係する道路管理者でもって構成する。
 - 2 連絡会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県道路保全課長及び西日本高速 道路株式会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
 - 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議の運営)

- 第6条 連絡会議は、会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が努める。
 - 2 連絡会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 連絡会議の事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速 道路事務所に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

- この規約は、平成27年3月26日から施行する。
- この規約は、平成29年7月18日から施行する。

(別表)

大分県跨道橋連絡会議 名簿

平成29年7月18日

	所属	役 職	備考
会 長	国土交通省 九州地方整備局 道路管理者	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局 道路管理者	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社 道路管理者	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部 道路管理者	道路保全課長	
委員	大分県 公園道路	公園・生活排水課長	
委員	大分市 認定外道路	建設部 土木管理課長	
委 員	別府市 認定外道路	建設部 都市整備課長	
委 員	中津市 農道	農林水産部 耕地課長	
委員	日田市 認定外道路	土木建築部 土木課長	
委員	佐伯市 認定外道路	建設部 用地管理課長	
委員	臼杵市 認定外道路	建設課長	
委 員	津久見市	都市建設課長	
委員	竹田市	建設課長	
委員	杵築市	建設課長	
委員	宇佐市	建設水道部 土木課長	
委員	豊後大野市 認定外道路	財政課長	
委員	由布市 認定外道路	建設課長	
委 員	日出町 認定外道路	都市建設課長	
委員	九重町	建設課長	
委員	玖珠町	総務課長	
(整備局)	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
オブザーバー	大分県 農林水産部 大分県	農村基盤整備課長	
(参考)			
	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
事務局	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
学 伤问	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	総括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

平成30年度(第1回)

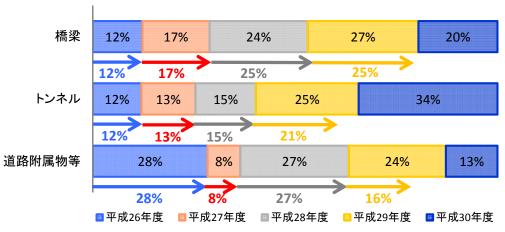
大分県道路メンテナンス会議

(1) 平成29年度の点検実施状況について

大分県の点検実施状況(全体)

〇平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目 視による点検計画を策定。平成29年度末の点検実施率は、橋梁約78%、トンネル約61%、道路附属物等 約74%。

<5年間の点検計画と平成26~29年度の実施状況>



道路施設	管理施設数	点検計画数 (H26~H29)	点検実施数 (H26~H29)	点検実施率 (H26~H29)
橋梁	11,148	8,930	8,689	78%
トンネル	582	373	353	61%
道路附属物等	344	280	253	74%

※ H30.3月末時点 点検実施率は、端数により左図と合わない場合がある

<橋梁の点検方針>

コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進

- •緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
- •跨線橋
- 緊急輸送道路を構成する橋梁

<橋梁点検状況(管理者別)>

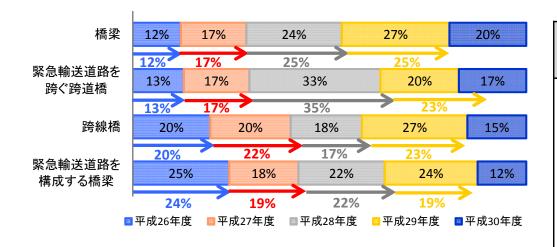
管理者	管理施設数	点検計画数 (H26~H29)	点検実施数 (H26~H29)	点検実施率 (H26~H29)
国土交通省	536	453	448	84%
高速道路会社	309	263	263	85%
地方公共団体	10,303	8,214	7,978	77%
合計	11,148	8,930	8,689	78%

-3- ※ H30.3月末時点

大分県の点検実施状況(橋梁)

- 〇最優先で点検すべき橋梁の点検実施率(平成29年度まで)は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約85%、 跨線橋約81%、緊急輸送道路を構成する橋梁約83%である。
- 〇跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、ほぼ全ての 鉄道事業者と今後の点検計画を確認しており、平成30年度までにすべての点検が完了する見込み。

<最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26~29年度の実施状況>



	管理施設数	点検計画数 (H26~H29)	点検実施数 (H26~H29)	点検実施率 (H26~H29)
橋梁	11,148	8,930	8,689	78%
緊急輸送道路 を跨ぐ跨道橋	220	179	188	85%
跨線橋	128	108	104	81%
緊急輸送道路を 構成する橋梁	1,936	1,680	1,606	83%

※ H30.3月末時点 点検実施率は、端数により左図と合わない場合がある 跨線橋は、歩道橋(跨線橋)を含む

(2) 平成29年度の点検結果について

大分県の平成29年度点検結果(橋梁)

○ 大分県の橋梁の点検結果は、判定区分IV(緊急に措置を講ずべき状態)は1橋(0.04%)、判定区分II (早期に措置を講ずべき状態)は311橋(11.3%)、判定区分II(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は1,987橋(72.1%)。

<平成29年度管理者別点検結果(橋梁)>

年 田 土	管理施設数		判定区分内訳				
管理者		管理施設数	I	I	Ш	IV	
国土交通省	536	113	66	44	3	0	
高速道路会社	309	96	21	65	10	0	
都道府県	2,438	432	15	357	60	0	
道路公社	0	0	0	0	0	0	
政令市	0	0	0	0	0	0	
市区町村	7,865	2,115	355	1,521	238	1	
合計	11,148	2,756	457	1,987	311	1	

※ H30.3月末時点

○ 大分県のトンネルの点検結果は、判定区分IV(緊急に措置を講ずべき状態)は1本(0.8%)、判定区分Ⅲ(早期に措置を講ずべき状態)は49本(40.2%)、判定区分Ⅱ(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は69本(56.6%)。

<平成29年度管理者別点検結果(トンネル)>

禁 理 老	## TH ## =\\##	管理施設数 点検実施数 一		判定区分内訳				
管理者	管理施設数	文数	I	I	Ш	IV		
国土交通省	48	0	0	0	0	0		
高速道路会社	46	6	0	3	3	0		
都道府県	250	56	3	39	14	0		
道路公社	0	0	0	0	0	0		
政令市	0	0	0	0	0	0		
市区町村	238	60	0	27	32	1		
合計	582	122	3	69	49	1		

※ H30.3月末時点

大分県の平成29年度点検結果(道路附属物等)

○ 大分県の道路附属物等の点検結果は、判定区分IV(緊急に措置を講ずべき状態)は0箇所、判定区分III(早期に措置を講ずべき状態)は6箇所(12.0%)、判定区分II(予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態)は33箇所(66.0%)。

〈平成29年度管理者別点検結果(道路附属物等)〉

年 田 七	## TH ## =\\##		判定区分内訳				
管理者	管理施設数	点検実施数	I	I	Ш	IV	
国土交通省	110	12	3	7	2	0	
高速道路会社	103	26	5	21	0	0	
都道府県	104	4	1	0	3	0	
道路公社	0	0	0	0	0	0	
政令市	0	0	0	0	0	0	
市区町村	27	8	2	5	1	0	
合計	344	50	11	33	6	0	

※ H30.3月末時点

(3) 平成30年度の点検計画について

<各構造物の平成30年度の点検予定> 全道路管理者の合計

道路施設	管理施設数	H26点検実施数	H27点検実施数	H28点検実施数	H29点検実施数	H30点検計画数
橋梁	11,148	1,355	1,843	2,731	2,760	2,425
トンネル	582	68	75	88	122	215
道路附属物等	344	90	26	87	50	68

<最優先で点検すべき橋梁の平成30年度の点検予定> 全道路管理者の合計

道路施設	管理施設数	H26点検実施数	H27点検実施数	H28点検実施数	H29点検実施数	H30点検計画数
緊急輸送道路を 跨ぐ跨道橋	220	28	36	74	50	28
跨線橋	128	25	26	24	29	23
緊急輸送道路を 構成する橋梁	1,936	465	339	423	379	312

※跨線橋は、歩道橋(跨線橋)を含む

(4)研修・広報等の取組について

平成30年度 研修・広報等の取組(整備局・大分県メンテ会議)

①道路構造物管理実務者研修 (詳細は、別紙参照)

◇対象 : 自治体職員及び直轄職員 自治体募集(大分県)

◇時期 : 橋梁 I H30.08.06~08.10 2 O 名 (2名)

橋梁 I (2) H30.10.01~10.05 2 O 名 (2名)

橋梁Ⅱ H30.08.27~08.29 10名(3名)

トンネル H30.10.09~10.12 10名(2名)

◇目的 : 地方公共団体の職員の技術力育成のため、

点検要領に基づく点検に必要な知識・技能

等を取得するための研修。

※募集: 毎年4~5月に募集。研修担当窓口(九州技術事務所)と確認・調整をお願いします。

また、メンテナンス会議事務局(大分河川国道事務所)にお問合せいただいても結構です。

②大分県道路メンテナンス研修(予定)

◇専門技術研修(橋梁点検等)※大分県建設技術センタ-

•対象: 自治体職員 • 建設業界等 <u>(2回)</u>

・対象: 自治体職員等<u>(現地研修・2回)県南・県西</u>

◇橋梁現地点検 <u>(直轄・自治体・1回)県央</u>

◇目的: 管理者又は発注者として必要な知識の習得を

目的として、橋梁、トンネルに係る点検要領

の理解に係わる講義や現地点検の実施等

③パネル展示 "大分県の道路"(予定)

◇場所: 道の駅「ゆふいん」「やよい」「あさじ」

◇時期: H3O. 10~H3O. 12

-13-





九州地方整備局が実施する研修・広報計画(平成30年度)

◆道路構造物管理実務者研修(九州技術事務所)

- ・九州地方整備局では、九州地方整備局職員及び地方公共団体等の職員を対象に「道路構造物管理 実務者研修」を実施しています。
- ・現時点での応募状況は以下のとおりです。

H30.6.30現在

	橋梁初級 I(I 期) (募集終了)	橋梁初級 I(Ⅱ期) (定員40名)	橋梁初級Ⅱ (募集終了)	トンネル初級 (募集終了)	機関別 合計
	8月6日~8月10日(5日間)	10月1日~10月5日(5日間)	8月27日~8月29日(3日間)	10月9日~10月12日(4日間)	
整備局	6	3	12	11	32
福岡県	4	0	1	1	6
佐賀県	8	2	4	0	14
長崎県	0	0	4	1	5
熊本県	1	2	0	0	3
大分県	2	2	3	2	9
宮崎県	5	4	4	3	16
鹿児島県	5	3	2	4	14
その他(公社等)	2	2	4	1	9
合 計	33	18	34	23	108

≪参考≫ 研修の目的

橋梁初級I研修	道路橋、土工構造物等の定期点検に関して、最低限必要な知識と技能を習得することを目標とする。(職員自らに定期点検を行わせる場合の第一ステップ)
橋梁初級Ⅱ研修	道路橋に関する点検の知識、並びに補修・補強の工法選定の判断に必要な基礎的知識を習得することを目標とする。
トンネル初級研修	トンネルの定期点検に関する最低限必要な知識と技能、及び道路トンネルの補修・補強の基礎的知識を習得することを目標とする。
	-14-



橋梁初級|研修の状況